

船舶事故調査報告書

令和5年4月5日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和4年4月23日 10時37分ごろ
発生場所	播磨灘 <small>はりまなだ</small> の高蔵瀬付近 江井ヶ島港西防波堤灯台から真方位202° 3.8海里（M）付近 （概位 北緯34° 36.9′ 東経134° 52.9′）
事故の概要	プレジャーボートろっさ <small>ファイブ</small> Vは、西進中、また、プレジャーボートSYLPHIDEは、船首を北西方に向けて漂流中、両船が衝突した。 SYLPHIDEは、船長及び同乗者2人が負傷し、操舵室の損壊等を生じ、また、ろっさVは、左舷船首部船底外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和4年4月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート ろっさV、5トン未満 260-40355兵庫、個人所有 9.55m (Lr) × 2.45m × 0.83m、FRP ディーゼル機関、279.5kW、平成11年9月 B プレジャーボート SYLPHIDE、5トン未満 235-29984兵庫、個人所有 6.17m (Lr) × 2.34m × 1.08m、FRP ガソリン機関、95.6kW、平成5年5月
乗組員等に関する情報	A 船長A 78歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年10月4日 免許証交付日 令和元年5月22日 （令和7年3月3日まで有効） B 船長B 53歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 令和4年2月14日 免許証交付日 令和4年2月14日 （令和9年2月13日まで有効）
死傷者等	A なし B 重傷 1人（同乗者）、軽傷 2人（船長及び同乗者）

<p>損傷</p>	<p>A 左舷船首部船底外板に擦過傷 B 操舵室に損壊、右舷外板に亀裂</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A 船は、船長Aが1人で乗り組み、友人1人（以下「同乗者A」という。）を乗せ、釣りの目的で、令和4年4月23日09時30分ごろ兵庫県別府川の船だまりを出航した。</p> <p>船長Aは、10時00分ごろ明石海峡大橋の東側海域に至り、同乗者Aと共に流し釣りを開始し、1回流し終えたところ、近くの他船が釣り場を移動し始めたので、10時10分ごろ明石海峡大橋の西側海域に向けて移動を開始した。</p> <p>船長Aは、明石海峡航路中央第1号灯浮標付近に至り、機関を中立として魚群探索を行ったが魚影が無く、更に西側の鹿ノ瀬^{しかのせ}付近に移動することとし、周囲には他船が数十隻いたので、船首を左右に振って船首方の死角を補いながら、約18ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で本船を西進させた。</p> <p>船長Aは、操舵室右舷側の椅子に腰を掛けたまま手動操舵で操船に当たり、兵庫県明石市江井ヶ島南方沖で船首を左右に振って前方を見たが、高蔵瀬東灯浮標付近に他船を見掛けなかったため、前路に他船はいないと思い、その後、船首を左右に振らずに航行を続けた。</p> <p>船長Aは、10時37分ごろ高蔵瀬付近において衝撃音を聞いて機関を中立とし、周囲を確認してB船と衝突したことに気付いた。</p> <p>船長Aは、A船を旋回させ、B船から落水していた2人のうち1人がB船に泳ぎ着いて引き上げられたので、もう1人を救助した後、知人に電話し、118番通報及び救急車の手配を依頼して兵庫県東播磨港に帰航した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人3人（以下「同乗者B₁」、「同乗者B₂」、「同乗者B₃」という。）を乗せ、釣りの目的で、05時30分ごろ明石市の船だまりを出航した。</p> <p>船長Bは、同乗者と共に明石海峡大橋の東側海域及び西側海域で流し釣りを行った後、10時30分ごろ高蔵瀬付近に移動し、船外機を停止して船首を北西方に向けて流し釣りを再開した。</p> <p>船長Bは、操舵室後方の右舷側で船首方を向き、同乗者B₁は、右舷船尾部で船尾方を向き、同乗者B₂は、左舷船尾部で船尾方を向き、同乗者B₃は、同室後方の左舷側で船首方を向いてそれぞれ釣りを行っていた。（図1参照）</p>

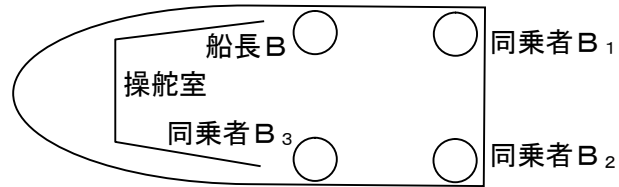


図1 B船の乗船者の位置

船長Bは、B船の西方約100～200mの海域で流し釣りをしている釣り船がいたので、同釣り船に注意しながら釣りを続け、同乗者B₁の「こっちに来る」という声を聞いて後方を振り向いたところ、右舷船尾方約70mから船首が浮上した状態で接近するA船を認めた。

船長Bは、同乗者B₁が右舷側から海に飛び込んだのを見て、自らは左舷側に移動した直後、A船がB船を右舷船尾部から乗り切っていくところを目撃した。

同乗者B₁は、船長A及び同乗者AによってA船に引き上げられ、同乗者B₂は、衝撃で落水した後、B船に泳ぎ着いて同乗者B₃によって船上に引き上げられた。

船長Bは、118番通報を行った後、明石市の船だまりに帰航した。

同乗者B₁は、東播磨港に到着した後、救急車で病院に搬送されて右下腿切断等と診断され、また、船長B及び同乗者B₃は後日、診療所を受診し、船長Bが腰椎捻挫等、同乗者B₃が肋骨骨折とそれぞれ診断された。

(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船 参照)

その他の事項

A船は、約10knの速力で航行すると船首が浮上し始めて船首方に死角が生じ、約18knの速力で航行して操舵室右舷側の椅子に腰を掛けて見張りを行うと、正船首左舷約20°から右舷約14°までの範囲で死角が生じていた。

船長Aは、ふだん、周囲に他船を認めた際、船首を左右に振って船首方の死角を補う見張りを行っていた。

船長Aは、ふだん、高蔵瀬東灯浮標付近では約10～20隻の釣り船等を見掛けることが多かったが、本事故当時、同灯浮標付近から約2M離れた江井ヶ島南方沖で船首を左右に振った際、同灯浮標付近に釣り船等を見掛けなかったため、その付近には釣果が悪くて釣りをしている船舶はいないと思い込み、その後は船首方の死角を補う見張りを行っていなかった。

船長Bは、これまで高蔵瀬付近で漂泊して釣りを行っているとき、航行中の他船がB船を避けてくれていたので、危険な思いをした経験

	<p>がなかった。</p> <p>船長Bは、高蔵瀬付近で流し釣りを開始した際、B船の周辺には西方約100～200mの海域で流し釣りをしている釣り船が1隻しかおらず、また、ふだんから同乗者に周囲の見張りを依頼していたので、自らは同釣り船に注意していたが、周囲の見張りも行っておけばよかったと本事故後に思った。</p> <p>A船及びB船の乗船者は、本事故当時、全員が膨張式救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A あり、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、高蔵瀬付近を西進中、船長Aが、前路に他船はいないと思いき、船首浮上により船首方に死角が生じた状態で航行を続けたことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、ふだん、高蔵瀬東灯浮標付近では約10～20隻の釣り船等を見掛けることが多かったが、本事故当時、同灯浮標から約2M離れた江井ヶ島南方沖で船首を左右に振って前方を見た際、同灯浮標付近に釣り船等を見掛けず、その付近には釣果が悪くて釣りをしている船舶はいないと思いついたことから、前路に他船はいないと思つたものと考えられる。</p> <p>B船は、高蔵瀬付近において、船首を北西方に向け、船外機を停止して漂泊中、船長Bが、西方の釣り船に注意しながら釣りを続けたことから、東方から接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、高蔵瀬付近で流し釣りを開始した際、B船の周辺には西方で流し釣りをしている釣り船が1隻しかおらず、また、同乗者に周囲の見張りを依頼していたことから、同釣り船に注意していたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、高蔵瀬付近において、A船が西進中、B船が船首を北西方に向けて漂泊中、船長Aが、前路に他船はいないと思いき、船首浮上により船首方に死角が生じた状態で航行を続け、また、船長Bが、西方の釣り船に注意しながら釣りを続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレジャーボートの船長は、航行中に船首方に死角が生じる場合、前路に他船がないと思いつかず、死角が解消される位置に立ったり、船首を左右に振ったりするなどして死角を補う見張り

	<p>を適切に行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・プレジャーボートの船長は、漂泊中、一定の方向のみに注意せず、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。
--	--

写真1 A船



写真2 B船

